

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2第3項の規定に基づき、足寄町における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成29年9月29日

足寄町長 安久津 勝彦

足寄町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成28年度 平成28年4月1日～平成29年3月31日）（単位：人）

区分	大学卒		短大卒		高校卒		計	うち 試験採用
		うち 試験採用		うち 試験採用		うち 試験採用		
一般行政職	6	6			3	3	9	9
看護職			6	6			6	6
福祉職			2	2			2	2
計	6	6	8	8	3	3	17	17

(2) 職員の退職の状況（平成28年度 平成28年4月1日～平成29年3月31日）（単位：人）

区分	定年	勤奨	自己都合	分限免職	懲戒免職	死亡	その他	計
一般行政職	5	1	3					9
看護職	2		4					6
福祉職			1					1
計	7	1	8	0	0	0	0	16

(3) 職員数の増減の状況及び当該増減の主な原因（平成28年度、29年度 各年度4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成28年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	議会	2	2	0	派遣終了による配置換え(Δ1)、担当業務新設(1)
	総務	39	39	0	
	税務	8	8	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	16	16	0	
	商工	1	1	0	
	土木	20	18	Δ 2	
	民生	41	44	3	
	衛生	7	7	0	
	計	135	136	1	
教育部門		18	18	0	
消防部門					
小 計		153	154	1	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	53	51	Δ 2	退職による欠員(Δ2)
	水 道	4	4	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	27	27	0	
	小 計	87	85	Δ 2	
合 計		240	239	Δ 1	
		[292]	[292]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

3 28年度及び29年度の合計の人数のうち19人（28年度）、21人（29年度）は定数外臨時職員である。

(4) 職級別の職員数（一般行政職）

区 分	標準的な職務内容	平成29年4月1日現在		平成28年4月1日現在	
		職員数	構成比	職員数	構成比
1 級	主事、技師、主事補	15	14.9	18	14.6
2 級	主事、技師	13	12.9	13	10.6
3 級	主任	15	14.9	19	15.4
4 級	主査	26	25.7	35	28.5
5 級	室長、室次長、次長、主幹	22	21.8	28	22.8
6 級	課長、会計管理者、局長、参事	10	9.9	10	8.1

(注) 1 足寄町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成28年度）

区 分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
28年度	7,212	8,929,661	212,037	1,293,689	14.5	13.7

(2) 職員給与費の状況（平成28年度）

区 分	職員数	給 与 費			一人当たり給与費 B/A	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当 計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	
28年度	153	552,266	146,397	205,684	904,347	5,911

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。

(3) 職員の平均給料月額、平均年齢、初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢	初任給	
一般行政職	大学卒	332,800 円	43.4 歳	178,200 円
	短大卒	316,200 円	43.0 歳	158,800 円
	高校卒	277,900 円	36.5 歳	146,100 円
	合計	313,900 円	41.2 歳	-

区分	平均給料月額	平均年齢	初任給	
技能労務職	大学卒	-	-	-
	短大卒	-	-	-
	高校卒	332,900 円	47.8 歳	146,100 円
	合計	-	-	-

(4) 職員の学歴別及び経験年数別の職員の平均給料月額の状況

区分		経験年数					
		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上 10年未満
一般行政職	大学卒	178,200 円	183,300 円	-	208,500 円	211,600 円	229,400 円
	短大卒	-	-	-	190,100 円	205,800 円	210,900 円
	高校卒	146,100 円	150,300 円	154,500 円	161,300 円	183,300 円	183,300 円
	合計	166,200 円	156,900 円	154,500 円	181,900 円	205,600 円	217,500 円

区分		経験年数					
		10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
一般行政職	大学卒	267,300 円	335,800 円	366,300 円	388,700 円	406,600 円	422,600 円
	短大卒	-	292,900 円	344,000 円	359,800 円	393,500 円	399,900 円
	高校卒	232,200 円	280,200 円	332,700 円	-	391,200 円	408,000 円
	合計	263,800 円	312,900 円	354,200 円	387,000 円	400,900 円	407,800 円

※技能労務職は対象人数が少ないため、個人情報保護の観点から非公表とする。

(5) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

足 寄 町		国	
1人当たり平均支給額 (28年度) 1,535 千円		-	
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分		(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分		勤勉手当 1.70 月分 (0.80) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合である。

②退職手当 (平成29年4月1日現在)

足 寄 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	41.59 月分	49.59 月分	最高限度額	41.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～30%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	
退職時特別昇給	勤奨 (50歳・20年以上)	8～12号給			
1人当たり平均支給額	2,161 千円	19,007 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

③地域手当

支給実績 (28年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)	
(該当なし)	%	人	%	

④特殊勤務手当

支給実績 (28年度決算)	24,785 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	619,633 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)	16.7 %		
手当の種類 (手当数)	6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医学研究研修手当	足寄町国保病院に勤務する医師	医学研究研修	給料月額25%
放射線作業手当	レントゲン取扱技術者	レントゲン取扱業務	月額 5,000円
夜間看護手当	助産師、看護師又は准看護師	深夜 (22時～5時) 看護業務	勤務1回 7,140円
伝染病防疫救治作業手当	従事職員	患者の救護、感染物件の処理又は病原菌の検索試験検査	1日につき 500円
救急呼出待機手当	特別養護老人ホーム及び足寄町国保病院に勤務する医師以外の職員	救急呼出に備えて勤務時間外に待機	1回につき 1,500～2500円
変死人等取扱作業手当	従事職員	変死人等の収容若しくは死体処理業務	1日につき 3,000円

⑤時間外勤務手当

支給実績 (28年度決算)	83,120 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	602 千円
支給実績 (27年度決算)	76,401 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	538 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

⑥その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族1人目 11,000円 ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ		23,630 千円	243,605 円
住居手当	〔借家・借間〕 家賃月額17,000円までは4,000円を控除した額、17,000円を超える場合は超えた額の2分の1(12,500円を限度。)を13,000円に加算した額 〔持家〕 月額 16,000円 (町内に所在するものに限る)	異なる	(国の制度) 〔借家〕 11,000円～ 27,000円	30,848 千円	239,132 円
通勤手当	〔交通機関利用者〕 1カ月の運賃55,000円以下実費支給 〔交通用具利用者〕 片道2km以上 2,000円～31,600円	同じ		2,352 千円	83,989 円
管理職手当	院長 17% 課長等職 12% 室長等職 10%	異なる	(国の制度) 課長職・課長補佐職ともに定額	31,684 千円	586,744 円
夜間勤務手当	勤務1時間あたり給与額の100分の25	同じ		3,748 千円	129,233 円
宿日直手当	医師勤務1回につき20,000円～60,000円	異なる	(国の制度) 20,000円	2,480 千円	620,000 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給割合に応じた額 ・17% (週休日等) 10,000円 (週休日等以外の0～5時) 5,000円 ・12% (週休日等) 8,000円 (週休日等以外の0～5時) 4,000円 ・10% (週休日等) 6,000円 (週休日等以外の0～5時) 3,000円	異なる	(国の制度) 俸給の特別調整額の区分に応じて支給 6,000～18,000円(6時間を超える場合は5割増) 平日深夜については3,000～6,000円	496 千円	16,000 円
寒冷地手当	世帯主(扶養あり) 131,900円 世帯主(扶養なし) 72,900円 その他の職員 51,700円	同じ		20,454 千円	97,400 円

(6) 特別職の給与の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分			給料月額等	
給料	町	長	740,000	円
	副町教	長	610,000	円
	教	長	560,000	円
報酬	議	長	300,000	円
	副議	長	235,000	円
	議	員	188,000	円
期末手当	町	長	(28年度支給割合) 4.20 月分	
	副町教	長	(28年度支給割合) 4.20 月分	
退職手当	町	長	(算定方式) (支給時期)	
	副町教	長	退職日における給料月額×在職年数×5. 1 2 6	任期毎
	教	長	退職日における給料月額×在職年数×3. 2 3 4	任期毎
			退職日における給料月額×在職年数×2. 8 3 8	任期毎

- (7) 職員のその他の給与に関する情報（給料の削減等）
特になし

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（平成29年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	8時35分	17時05分	12時～12時45分	土曜日・日曜日

- 1 表中「1週間の勤務時間」は地方公務員法第24条第6項の規定に基づき条例で定めた職員の勤務時間である。
2 子どもセンター、特別養護老人ホーム、国保病院等、役場庁舎以外ではこれと異なる勤務形態がある。

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況（平成28年1月1日～平成28年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
5,230日	2,530日	204人	12.40日	48.4%

(3) 職員の時間外勤務の状況（平成28年度実績、全職員（夜勤・代休除く））

月別	時間外勤務時間数（時間）
4月	3,239
5月	2,603
6月	2,518
7月	3,226
8月	6,590
9月	2,641
10月	2,381
11月	2,666
12月	2,299
1月	2,338
2月	2,561
3月	3,058
合計	36,120
職員1人当たり年間平均	192.13

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限の件数（平成28年度）

処分事由	地方公務員法	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0	0
心身の故障の場合	第28条第1項第1号及び同条第2項第1号	0	1	1
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号	0	0	0
条例で定める事由による場合	第27条第2項	0	0	0
合計		0	1	1

(注) 職員のうち地方公務員法に基づき分限処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

(2) 職員の懲戒の件数（平成28年度）

処分事由	地方公務員法	免職	免職	免職	休職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0

(注) 職員のうち地方公務員法に基づき懲戒処分に付された職員の状況であり、当該年度において同一の職員が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上している。

5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事の許可の件数（平成28年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	23	23

(注) 地方公務員法第38条の規定に基づく営利企業等の従事の許可の状況である。

6 職員のサービスの状況

(1) 職員研修の実施状況（平成28年度）

研修の名称（派遣先等）	研修の内容	対象者	実施回数	修了者
北海道市町村職員研修センター	職場で活かす創造性開発、民法、マイナンバー制度、市町村民税課税応用、法令事務（基礎）	全職員	5回	5人
市町村アカデミー	-	全職員	-	-
十勝町村会主催研修	面接官研修、法務基礎	全職員	2回	3人
十勝管内市町村新規採用職員基礎研修	新規採用職員基礎研修	採用1年目の職員	1回	12人
十勝管内市町村初級職員研修	初級職員研修	採用2年目の職員	1回	4人
十勝管内市町村中級職員研修	中級職員研修	採用5年目の職員	2回	4人
十勝定住自立圏広域研修	接遇研修、交渉力・折衝力向上研修、民法研修、ミッションコーチング研修、管理職員研修、監督職員研修、文章能力向上研修、事業のスクラップ研修、コミュニケーション能力研修、クレーム対応、仕事の進め方研修、地域力研修	全職員	13回	27人
メンタルヘルス研修	ラインケア研修	全職員	2回	27人
新規採用職員町内視察研修	町内視察	採用1年目の職員	1回	9人
物販研修	東京都でのイベントにて物販及び町のPR	20代～30代前半の職員	1回	1人
新規採用職員物販研修	帯広市でのイベントにて物販及び町のPR	採用1年目の職員	4回	8人
町独自研修（講師招聘）	業務改善能力向上研修	全職員	2回	27人

(2) 職員の勤務成績の評定の状況（平成28年度）

該当無し

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の厚生制度の状況（平成28年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	職員健康診断	総合健診の実施、定期健康診断の実施、特殊健康診断の実施
職員の元気回復に関すること	未実施	
その他職員の厚生に関すること	未実施	
職員互助会に関すること	名称：足寄町職員互助会	レクリエーション活動助成等

(注) 地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況。

(2) 職員の公務災害補償の状況 (平成28年度)

①公務災害

受理件数	認定件数		取り下げ件数
	公務災害該当	公務災害非該当	
6	6	-	-

(注) 地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況である (次の②において同じ)。

②通勤災害

受理件数	認定件数		取り下げ件数
	公務災害該当	公務災害非該当	
-	-	-	-

8 勤務条件に関する措置の要求の状況 (平成28年度)

該当なし

9 不利益処分に関する不服申立ての状況 (平成28年度)

該当なし